

1 事業名

所沢市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正

2 事業の概要

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に鑑み、本市の一般職員と同様に、本市の会計年度任用職員についてもこれに準じた改正を行うものである。

【改正概要】

初任給調整手当の見直し

現行	改正後
初任給調整手当 …医師等に対し、採用から一定期間支給する。	①第1種初任給調整手当 …医師等に対し、採用から一定期間支給する。 ②第2種初任給調整手当 …最低賃金を下回る場合に支給する。

3 他自治体の類似する政策等

県内の他自治体においても、一般職員に準じた措置が行われる見込みである。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

地方公務員法

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第25号 所沢市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

(報酬等)

第2条 略

2～7 略

8 前6項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員に対しては、一般職の職員に支給される第2種初任給調整手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬を規則で定めるところにより支給する。

9 略

(給料等)

第7条 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）に対しては、給料、初任給調整手当（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。以下同じ。）、地域手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当を支給する。

2～5 略

(報酬等)

第2条 略

2～7 略

8 前6項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員に対しては、一般職の職員に支給される在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬を規則で定めるところにより支給する。

9 略

(給料等)

第7条 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）に対しては、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当を支給する。

2～5 略